

公布された条例のあらまし

◆奈良県地域防災活動推進条例の一部を改正する条例

- 1 避難情報に係る規定の整備
市町村長が発令する避難情報は、次のものとすることとした。
ア 高齢者等避難（災害対策基本法（以下「法」という。）の規定による必要な情報の提供その他の必要な配慮をいう。）
イ 避難指示（法の規定による避難のための立退きの指示をいう。）
ウ 緊急安全確保（法の規定による緊急に安全を確保するための措置の指示をいう。）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
公布の日から施行することとした。

◆一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 期末手当の改定
期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。
再任用職員以外の職員のうち特定幹部職員
百分の百・五 ↓ 百分の百五
- 2 施行期日等
 - (1) 令和三年七月二十一日から施行し、同年六月一日から適用することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◆奈良県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 手数料の額の新設等
次の手数料の額の新設等を行うこととした。
 - (1) 医薬品適合性調査手数料の改定及び区分の新設
製造業の許可の区分等に応じ

一三、三〇〇円　ゝ　一〇四、三〇〇円

↓ 二九、六〇〇円　ゝ　一八九、七〇〇円
なお、定期調査に係る調査にあつては、一品目につき

二九〇円　ゝ　二、〇〇〇円　↓ 六二〇円　ゝ　四、一〇〇円
を加えて得た金額とすることとした。

(2) 医薬部外品適合性調査手数料の区分の新設

ア 製造販売の承認を受けようとする場合の調査における医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の場合

一三、三〇〇円

イ 承認の取得後における定期調査における医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の場合

三九、二〇〇円

なお、一品目につき二九〇円を加えて得た金額とすることとした。

(3) 医薬品区分適合性調査手数料の新設

製造工程区分に応じ七〇、三〇〇円　ゝ　一八九、七〇〇円

なお、一製造販売業者につき八、三〇〇円を、一品目につき

六二〇円　ゝ　四、一〇〇円を加えて得た金額とすることとした。

(4) 医薬部外品区分適合性調査手数料の新設

製造工程区分に応じ

三九、二〇〇円　ゝ　一〇四、三〇〇円

なお、一製造販売業者につき八、三〇〇円を、一品目につき

二九〇円　ゝ　二、〇〇〇円を加えて得た金額とすることとした。

(5) 医薬品適合性確認手数料の新設

製造業の許可の区分等に応じ

二九、六〇〇円　ゝ　九四、〇〇〇円

(6) 医薬部外品適合性確認手数料の新設

製造業の許可の区分等に応じ

一三、三〇〇円　ゝ　四八、八〇〇円

(7) 輸出用医薬品適合性調査手数料の改定及び区分の新設

製造業の許可の区分等に応じ

一三、三〇〇円　　ゝ　一〇四、三〇〇円

↓　二九、六〇〇円　　ゝ　一八九、七〇〇円

なお、定期調査に係る調査にあつては、一品目につき

二九〇円　　ゝ　二、〇〇〇円　　↓　六二〇円　　ゝ　四、一〇〇円

を加えて得た金額とすることとした。

(8) 輸出用医薬部外品適合性調査手数料の区分の新設

ア 製造販売の承認を受けようとする場合の調査における医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の場合

一三、三〇〇円

イ 承認の取得後における定期調査における医薬部外品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の場合

三九、二〇〇円

なお、一品目につき二九〇円を加えて得た金額とすることとした。

(9) 医薬品及び医薬部外品の基準確認証の書換え交付手数料の新設

二、〇〇〇円

(10) 医薬品及び医薬部外品の基準確認証の再交付手数料の新設

二、九〇〇円

2 施行期日等

(1) 令和三年八月一日から施行することとした。ただし、(2)の一部は、公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税関係

(1) 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、株式等譲渡所得割の納税義務者が投資一任契約に基づき金融商品取扱業者等に支払うべき一定の費用の金額がある場合には、当該金額（一定の金額を限度とする。）に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないこととした。

(2) 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ二〇二一関西組織委員会に対し

て支出した寄附金を、条例に規定するものに対して支出した寄附金とみなして、個人県民税の寄附金税額控除の適用対象とする特例措置の適用期限を、令和四年十二月三十一日まで延長することとした。

2 法人事業税関係

(1) 電気供給業のうち、電気事業法に規定する特定卸供給事業（以下「特定卸供給事業」という。）に係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金一億円以下の普通法人等にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課するものとする。こととした。

(2) 電気供給業のうち、特定卸供給事業に対する法人の事業税の税率を次のとおりとすることとした。

ア 資本金一億円超の普通法人

(ア) 収入割 百分の〇・七五

(イ) 付加価値割 百分の〇・三七

(ウ) 資本割 百分の〇・一五

イ 資本金一億円以下の普通法人等

(ア) 収入割 百分の〇・七五

(イ) 所得割 百分の一・八五

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

(1) 令和四年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

ア 1 (2) 公布の日

イ 1 (1)、3の一部及び(2)の一部 令和四年一月一日

ウ 3の一部及び(2)の一部 令和六年一月一日

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇過疎地域における県税の課税免除に関する条例及び地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正

- (1) 課税免除の対象となる設備の取得等区域に、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）に規定する特定市町村の区域（法の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）のうち法に規定する市町村計画に記載された産業振興促進区域を加えることとした。
 - (2) 課税免除の対象となる業種に、新たに情報サービス業等を加えることとした。
 - (3) 課税免除の対象となる設備の取得方法を、法に規定する取得等に改めるととした。
 - (4) 課税免除の対象となる設備の取得価格を、資本金の額等に応じ五百万円まで引き下げることとした。
 - (5) 課税免除の適用期限を、令和六年三月三十一日まで三年延長することとした。
 - (6) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部改正
- 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる計画の同意の期限を令和五年三月三十一日まで二年延長し、当該課税免除の対象となる施設の設置の期限を令和五年三月三十一日までとすることとした。
- 3 施行期日等
- (1) 公布の日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 乳児院等の長の資格の見直し

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長の資格のうち、社会福祉士の資格を有する者等と同等以上の能力を有すると知事が認める者について、次に掲げる期間の合計が三年又は五年以上である者としたこととした。

ア 児童福祉法に規定する児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相

談援助業務（同法に規定する相談援助業務をいい、国、都道府県又は市町村の内部組織におけるこれに相当する業務を含む。以下同じ。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 職員の配置の基準の見直し

主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれに定める職員を置かないことができることとすることとした。

ア 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

イ 調理業務の全部を委託する施設 調理員

ウ 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

エ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰^{かくたん}吸引等（同法に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

オ 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

3 雑則

児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうちこの条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された

紙その他の有体物をいう。以下3において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

(1) 公布の日から施行することとした。ただし、1及び(2)は、令和四年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◆奈良県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 電磁的記録

婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下1において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◆奈良県保健所設置条例の一部を改正する条例

1 保健所の統合

奈良県吉野保健所及び奈良県内吉野保健所を統合するため、統合後の県保健所の名称、位置及び管轄区域を次のとおりとすることとした。

名称	位置	管轄区域

奈良県吉野保健所	吉野郡下市町	五條市、吉野郡
----------	--------	---------

2 施行期日等

- (1) 規則で定める日から施行することとした。
- (2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。
- (3) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 ハラスメント対策の強化

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととした。

2 業務継続計画の策定等

(1) 救護施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないこととした。

(2) 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこととした。

(3) 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする事とした。

3 地域と連携した非常災害対策

救護施設等は、避難、救出その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。

4 衛生管理等

救護施設等は、当該救護施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はま

ん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならないこととした。

(1) 当該救護施設等における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設等における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

5 施行期日等

(1) 令和三年八月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例の一部を改正する条例

1 規定の整備

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、三年間介護福祉士の業務に従事した場合に支援資金の返還債務を免除することとなる過疎地域を、同法に規定する過疎地域に改めることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例

1 奈良県障害者総合支援センターの設置目的の変更

奈良県障害者総合支援センター（以下「センター」という。）は、障害者及びこれに準ずる者（以下「障害者等」という。）の生活全般にわたる総合的な支援を行うための拠点として、障害者等及びその家族等が地域において安心して暮らすことに寄与する等その福祉の増進を図ることを目的とすることとした。

2 センターが行う事業の変更

(1) センターが行う事業に、次の事業を追加することとした。

ア 重症心身障害児に対し、児童福祉法に規定する放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援を行うこと。

イ 重症心身障害児、重症心身障害者、高次脳機能障害を有する者、発達障害児、発達障害者及びこれらの者の家族等並びにこれらの者を支援する関係機関（以下「重症心身障害児等」という。）に対し、専門的な相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うとともに、重症心身障害児等の支援に関し、関係機関との連絡及び調整を行うこと。

ウ 障害者等に包括的かつ継続的な支援を行う者（以下「伴走型支援者」という。）の育成及び資質の向上を図るための研修を行うとともに、伴走型支援者相互間及び伴走型支援者と関係機関との間の連絡及び調整を行うこと。

(2) センターが行う事業から、次の事業を削除することとした。

ア 児童福祉法に規定する児童発達支援センターとして、児童発達支援を行うこと。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定するサービス事業所として、障害者に対し、就労継続支援を行うこと。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

令和四年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。

ア 3の一部 公布の日

イ 2の(2)のイ 令和五年四月一日

ウ 2の(2)のア 令和七年四月一日

◇奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 雑則

(1) 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正

本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下1において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

(2) 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◆奈良県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 雑則

(1) 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下1において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

(2) 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相

手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◆奈良県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 電磁的記録等

(1) 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下1において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

(2) 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◆奈良県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 電磁的記録等

(1) 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうちこの条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下1において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

(2) 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◆奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

1 雑則

(1) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下1において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる

こととした。

- (2) 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。

- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

- 3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 雑則

- (1) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下1において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

- (2) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害

の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法という。）により行うことができることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 雑則

(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下1において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す

る条例

1 雑則

(1) 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下1において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができることとした。

(2) 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により行うことができることとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。